

公の施設の指定管理者の指定の件（東雁来児童会館）

平成29年（2017年）9月20日提出

札幌市長 秋元克広

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、
公の施設の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

- 1 公の施設の名称
札幌市東雁来児童会館
- 2 公の施設の位置
札幌市東区東雁来14条2丁目
- 3 指定管理者
札幌市西区宮の沢1条1丁目1番10号
公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会
理事長 岸 光右
- 4 指定期間
平成29年12月1日から平成30年3月31日まで

(理由)

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、東雁来児童会館の指定管理者を指定するため、本案を提出する。